

## 令和5年度 松江市設備導入支援事業補助金 募集要領

この制度は、製造業を営む市内中小企業者が、市内事業所に新市場の開拓及び生産の効率化を図るために工作機械等を導入した場合に、一定の金額を補助することにより、中小企業の生産設備等の導入意欲の向上を図り、企業の技術力向上、経営体質の強化につなげるためのものです。

### 【松江市設備導入支援事業補助金設備導入計画書の提出】

■導入を予定する工作機械等の引渡日までに設備導入計画書に見積書、導入設備がわかるカタログ等のほか、下記のいずれか1つ以上の計画（以下、「各種計画」という。）を添付し、提出していただく必要があります。

- ・生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）に基づく先端設備等導入計画の認定申請書の写し及び認定されたことがわかる書類の写し（※）
- ・中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく経営革新計画の承認申請書の写し及び承認されたことがわかる書類の写し（※）、若しくは経営力向上計画の認定申請書の写し及び認定されたことがわかる書類の写し（※）
- ・労働生産性向上計画書（別紙2）

※松江市設備導入支援事業補助金設備導入計画書の提出時において、上記各種計画の認定または承認申請中である場合は、各種計画の承認または認定を受ける前に本補助金の交付決定を行う場合があります。ただし、各種計画の承認または認定がされ次第、速やかに各種計画を提出する必要があります。

■補助金の交付申請については、上記計画の承認を受け、設備導入後に、別途申請いただくこととなります。

### 【設備導入計画書の提出先】

松江市役所 産業経済部 まつえ産業支援センター

〒690-0816 松江市北陵町1番地 テクノアークしまね内

電話 [0852-60-7101](tel:0852-60-7101) FAX [0852-25-0300](tel:0852-25-0300) E-mail : [misc-hojokin@city.matsue.lg.jp](mailto:misc-hojokin@city.matsue.lg.jp)

## 1 補助対象事業

市内で製造業（※）を営む中小企業者が、受注の拡大、生産の効率化及び新製品の開発促進を図るために導入した「工作機械等」で、市内事業所に導入するものです。

なお、導入には公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）の実施する設備貸与制度を利用した導入を含みますが、リース・レンタルによる導入は含みません。

※ 製造業…「日本標準産業分類」（平成25年10月改定）に定める製造業を主たる事業として営んでいることが必要です。

注）補助金交付申請を行っていただいた年度内に事業を完了する必要があります。完了が令和6年3月31日を越える見込みとなった場合は、早めにご相談ください。

設備導入計画書提出時に事業完了が年度をまたぐことが明らかな場合は、次年度に補助金等交付申請手続きをしていただくこととなります。なお、交付決定に関しては次年度の予算成立が前提となりますので併せてご理解ください。

## 2 補助対象経費

市内事業所に導入する1台当たり80万円以上（消費税、地方消費税を除く）の工作機械等の取得に要する経費。

例）機械購入費、設置に係る経費など

注）この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合は、本補助金を重複して受けることはできません。ただし、次に掲げるものについてはこの限りではありません。

○松江市ものづくり産業投資促進助成金（平成25年松江市告示第69号）

## 3 補助率又は上限金額について

- (1) 取得価額の10分の1以内の額（1,000円未満切り捨て）
- (2) 上限200万円

## 4 補助事業者の範囲

- (1) 松江市内に事業所を有する製造業を営む中小企業者

ただし、市内において1年以上継続して事業を営み、かつ、個人にあっては、市内に1年以上住所を有すること。

- (2) 補助事業の完了時において、松江市税を滞納していない者

## 5 申請等の方法

### (1) 募集期間等

令和5年4月1日から随時募集し、内容を審査します。補助金額については予算の範囲内で交付します。

### (2) 補助金交付要綱、申請様式等については、松江市HPからダウンロードできます。

### (3) 申請等にかかる提出物は下記のとおりです。

#### ■設備導入計画書の提出（設備等の引渡日までの提出が必要です）

- ①設備導入計画書（別紙1）
- ②見積書
- ③導入設備がわかるカタログ等
- ④各種計画の認定のわかる書類等

※労働生産性向上計画書（別紙2）を含む

#### ■補助金の交付申請（設備等の引渡後、交付申請までに市職員の現地調査を受けることが必要です）

- ①補助金等交付申請書（様式第1号）
- ②設備導入計画承認書の写し
- ③事業計画書（別紙3）
- ④導入する工作機械等の取得に係る契約書又は見積書及びその明細の写し
- ⑤工作機械等の検収を証する書類（検収書、設置完了写真等）
- ⑥直近2期分の決算書の写し
- ⑦補助対象設備等の仕様が分かる書類（構造図、仕様書、パンフレット等）

### (4) 提出先

松江市役所 産業経済部 まつえ産業支援センター

〒690-0816 松江市北陵町1番地 テクノアークしまね内

電話：0852-60-7101 FAX：0852-25-0300

E-mail：[misc-hojokin@city.matsue.lg.jp](mailto:misc-hojokin@city.matsue.lg.jp)

## 6 申請後の流れ

(1) 「交付決定通知（様式第2号）」：松江市→申請人（補助事業者）

(2) 「着手届（様式第4号）」：申請人（補助事業者）→松江市

※交付決定後、速やかに提出してください。

(3) 「完了届（様式第4号）」：申請人（補助事業者）→松江市

※全ての事業（経費の精算、事務手続き等）が完了した後に提出してください。

(4) 「実績報告書（様式第5号）」：申請人（補助事業者）→松江市

①事業報告書（別紙5）

②補助対象経費に係る請求明細の分かるもの

③領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの

④市税に滞納がないことが分かる証明書（完納証明書又は滞納なし証明書）

※1 対象経費に消費税等は含まれません。税抜き金額が判明するものを提出して下さい。

※2 上記③のうち財団の実施する設備貸与制度により導入したのものについては、財団と締結する割賦販売契約書に記載の第1回目の賦払いに係るものをもって、当該支払がされたものとしてします。

(5) 「確定通知書（様式第6号）」：松江市→申請人（補助事業者）

(6) 「交付請求書（様式第7号）」及び「口座振替依頼書（様式第9号の3）」

：申請人（補助事業者）→松江市

(7) 補助金の交付：松江市→申請人（補助事業者）

## 7 その他

補助事業完了後、アンケートにご協力ください。

今後の予算要求や事業の見直しに向け、効果の把握は重要な位置付けとなります。

簡単なアンケート形式によるものですので、支障のない範囲でのご協力をお願いします。

## 設備導入計画書に添付する各種計画について（補足）

### ○先端設備等導入計画、経営革新計画あるいは経営力向上計画について

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく各種計画については、それぞれ国、県または市の承認等を受ける必要があります。この計画策定をとおして、現状の課題や目標が明確になるなどの効果が期待できるほか、承認等されると計画の対象となる設備にかかる固定資産税の軽減（3年間ゼロなど）や資金繰りの支援（信用保証料別枠や低利融資など）、国一部補助金の優先採択などの様々な支援措置を受けることができます。

申請方法などについては、経営革新等支援機関（松江商工会議所などの商工団体や金融機関など、詳細は中小企業庁HP『経営革新計画等支援機関』で検索）にご相談ください。

### ○労働生産性向上計画（別紙2）について

企業規模や設備取得金額等により、各種計画の認定及び承認が受けられない場合については、別紙2に代えることができます。作成された書類は、支援機関（松江商工会議所、まつえ北商工会、まつえ南商工会、東出雲町商工会、公益財団法人しまね産業振興財団）で設備導入により労働生産性の向上が見込めるか否かの確認を受ける必要があります。各支援機関にご相談ください。